

令和3年3月

## 事業者 殿

甲府労働基準協会  
都留労働基準協会  
峡南労働基準協会  
山梨労働基準協会

### 労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診について

時下 ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

事業者の皆様には労働衛生管理に日々ご尽力頂いている事と存じます。

さて、別紙リーフレットの通り、労働安全衛生法第66条の定めにより、事業所は労働者の健康に影響を及ぼす有害な物質を取り扱う場で働く人に対して

「歯科医師による定期的な歯科特殊健康診断」を実施し、その結果を所轄労働基準監督署へ報告しなければなりません。

歯科特殊健診に該当するかご不明の場合は、ご使用の化学製品の安全データシート(SDS)の「11.有害性情報」をご確認下さい。

当協会による上期・下期集団特殊健診において、歯科特殊健診はお申込み30名以上での実施となります。

お申込み頂いても実施人数に満たない場合は受診できませんので、歯科特殊健診のみ下記口腔保健センターにて受診のお手続きをお願い致します。

---歯科特殊健診：お問い合わせ先---

#### 【山梨県歯科医師会】

甲府地域	山梨口腔保健センター	TEL：055-252-6481 〒400-0061 甲府市屋形 2-1-33
富士東部地域	富士東部口腔保健センター	TEL：0554-56-8899 〒402-0056 都留市つる 5丁目 1-55

# 労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

## ◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

## ◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

## ◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

### 1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

### 2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

### 3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

### 4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

### 5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号（定期健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

